

貸付けの条件の変更等の実施状況について

(平成 23 年 3 月末時点)

神奈川県歯科医師信用組合

平成 21 年 12 月 4 日に施行されました「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の第 4 条及び第 5 条に基づく貸付けの条件の変更等の実施状況を以下のとおり公表いたします。

(表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
(債務者が中小企業者である場合)

(単位:百万円)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末	平成 22 年 12 月末	平成 23 年 3 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	10	126	317	363	439	492
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	10	126	317	361	437	482
うち、実行に係る貸付債権の額	0	108	298	298	368	438
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	18	18	18	32
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	10	18	0	43	50	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	11
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	0	0	0	2	2	9
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	0	0	2	9
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	2	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0

(表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
(債務者が中小企業者である場合)

(単位:件)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末	平成 22 年 12 月末	平成 23 年 3 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	5	13	23	25	36	43
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	5	13	23	24	35	41
うち、実行に係る貸付債権の数	0	11	21	21	28	35
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	2	2	2	5
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	5	2	0	1	5	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	1
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	0	0	0	1	1	2
うち、実行に係る貸付債権の数	0	0	0	0	1	2
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	1	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0

(表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合)

(単位:百万円)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末	平成 22 年 12 月末	平成 23 年 3 月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	4	4	4	4	9
うち、実行に係る貸付債権の額	0	4	4	4	4	9
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0

(表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合)

(単位:件)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末	平成 22 年 12 月末	平成 23 年 3 月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	0	1	1	1	1	2
うち、実行に係る貸付債権の数	0	1	1	1	1	2
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0

(表5) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:百万円)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末	平成 22 年 12 月末	平成 23 年 3 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	8	11	11	22	22
うち、実行に係る貸付債権の額	0	8	11	11	22	22
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0

(表6) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末	平成 22 年 12 月末	平成 23 年 3 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	0	1	2	2	3	3
うち、実行に係る貸付債権の数	0	1	2	2	3	3
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0

(注1) 件数・金額は、法施行日(平成 21 年 12 月 4 日)から上記基準時点までの累計です。

(注2) 上記係数は、債権ベースで集計しております。金額は申込み時点の債権額です。
百万円単位未満は切捨てしております。

以上